

1. 件名：東北電力株式会社 非常用ディーゼル発電機過給機の点検計画変更について
2. 日時：令和5年8月25日 11時00分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁2階打ち合わせスペース
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
志賀上級原子炉解析専門官、伊藤運転検査官補

東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）

東京支社 総務グループ 課長 他1名

5. 要旨

- (1) 東北電力から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、女川原子力発電所1号機及び2号機非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）の過給機の点検計画の変更について、提出資料に基づき以下の説明を受けた。

- 点検計画の変更の理由は、海水系の点検工程及び他作業との調整により定期点検時期を見直したことによるもの。
- 女川原子力発電所1号機のD/Gについて、D/G（A）は、2024年2月から2024年6月に変更する。D/G（B）は、2024年5月から2024年3月に変更する。
- 女川原子力発電所2号機のD/Gについて、D/G（A）は、2023年8月から2023年10月に変更する。D/G（B）は、2023年10月から2023年11月に変更する。D/G（H）は、2023年11月から2023年10月に変更する。
- 点検実施時期の変更に伴うD/G過給機への影響について、女川原子力発電所のD/G過給機は、過去にタービンブレードの取り外しや再取付けを実施していないため、柏崎刈羽原子力発電所1号機と同様の事象は発生しないが、念のため計画的にレーシングワイヤ孔の位置測定を行う予定としていたものであり、過給機への影響はないと判断している。

- (2) 原子力規制庁から東北電力に対して、点検計画を変更する場合は速やかに報告するように伝えた。

6. 提出資料

- ・東北電力 原子力発電所の水平展開実施計画
- ・女川原子力発電所 D/G過給機の水平展開実施計画変更について

以上